

観光ルート開発モデル業務委託

(SDG s を活用した観光ルートモニターツアー)

事業者選定実施要領 (プロポーザル)

1 目的

多摩地域は、豊かな自然や多くの観光資源が存在しているものの、1箇所で旅行者等を集客できる観光資源は少なく、都心からの移動時間を有効に使える観光ルートも少ない。そのため、旅行者等が多摩の魅力を肌で感じ、リピーターとして再び多摩地域を訪れたくなるような観光資源の発掘と観光ルート開発を行い、国内旅行者等の誘致を促進する。

ついては、これらの業務を行う事業者をプロポーザル方式で募集し、企画審査会を実施する。

2 委託内容

別添「仕様書」のとおり

3 業務提案上限額

金 2,000,000 円 (消費税及び地方消費税相当額を含む。)

4 履行期間

契約確定の翌日から令和 5 年 12 月 28 日 (木) まで

5 申込方法等

(1) 公募開始日

令和 5 年 5 月 19 日 (金)

(2) 公募締切日

令和 5 年 6 月 9 日 (金) 正午 (厳守)

(3) 申込方法及び提出書類

下記の書類を提出し、申し込むこと。

なお、提出書類はすべて A4 サイズで統一し、左上をクリップ止めして提出すること。

① 参加申請書 (様式第 1 号)

② 企画提案書 (様式第 2 号)

③ 見積書 (様式第 3 号)

④ 経費の内訳 (任意様式)

⑤ 誓約書 (様式第 4 号)

様式第 1 号～様式第 4 号は東京都商工会連合会ホームページ「新着情報」を参照

(4) 提出部数

原本 1 部（上記提出書類①～⑤）

写し 5 部（上記提出書類②～④）

(5) 提出方法

持参または郵送によること。（郵送の場合は、書留郵便で 6 月 8 日(木)必着とする。）

(6) 提出場所：東京都商工会連合会多摩観光推進協議会事務局

〒190-0013 東京都立川市富士見町 1-18-15 アテナビル 201 号室

電話：042-595-7241 FAX：042-595-7242

kankou@shokokai-tokyo.or.jp

(7) 質問受付

本要領に関する質問は、質問票（様式第 6 号）によること。

受付期間は、令和 5 年 5 月 22 日（月）から令和 5 年 6 月 2 日（金）までに word 形式のままメールで送信すること。（必ず送信確認を行うこと。）

(8) 質問への回答

質問内容については、質問者に令和 5 年 6 月 6 日（火）までに回答する。なお、審査内容に係る質問については、一切受け付けない。

(9) 提案書等の変更の禁止等

提出期限後において、提案書等の内容を変更することはできない。また、提案書等に虚偽の記載があった場合は、失格とする。

(10) 重複提案の禁止

提案は 1 団体につき 1 つとする。複数の提案は認められない。

(11) 著作権の帰属等

提案書等の著作権は、東京都商工会連合会に帰属する。

6 企画審査会

(1) 企画審査会への参加社数の設定

参加社数は最大 4 社とし、4 社を超える応募があった場合は、企画提案内容、見積額により書類審査し、4 社に決定する。また、4 社に満たない場合は、全社を参加社とする。

(2) 参加希望社への参加の可否通知

参加希望全社に、下記の日時にメールにて参加の可否を送信し、参加社へは同日参加通知書（様式第 5 号）を郵送する。

通知日時：令和 5 年 6 月 13 日（火） 10 時～17 時

(3) 企画審査会の開催

①開催日時：令和 5 年 6 月 20 日（火） 13 時 15 分～15 時 50 分

②実施時間：事業者による応募書類の提案説明 20 分以内、質疑応答 15 分程度で計 35 分程度とする。実施時間は個別に通知する。

③会 場 東京都商工会連合会 2 階会議室

④参加者 4 名以内

- ⑤その他 プロジェクターを使用して提案をする場合、パソコンは自社で用意し持ち込むこと（当日使用できるプロジェクターは HDMI 又は VGA 形式）

(4) 選考方法等

審査における評価項目は下記のとおり

審査項目	審査事項	配点
事業の実施体制	・仕様書に定められた業務を安定的かつ的確、迅速、誠実に実施できる体制か。	20
事業内容	・日帰りモニターツアーは、SDGs の 17 の目標と 169 のターゲットを活用した企画内容となっているか。 ・対象とした目標のターゲットを反映したツアー内容となっているか。 ・コロナ禍でも実施できる日帰りモニターツアーとなっているか。 ・モニターツアー全体が、自ら情報発信したくなるような企画内容となっているか。	40
話題性、発信性	・目新しい話題性のある企画内容で、マスコミ等が報道したくなる内容となっているか。 ・多摩地域の魅力が感じられ、今後活用したくなるような魅力的な内容となっているか。 ・今後多摩地域に観光客等を継続的に誘致できるような企画内容となっているか。	30
価格の妥当性	提案内容の質に応じた受託希望金額か。	10
合計		100

(5) 選考結果の通知

全ての参加社に対し、選考結果を令和 5 年 6 月 22 日（木）に文書で郵送する。

なお、審査内容に係る質問については、一切受け付けない。

(6) 資料の取扱い

東京都商工会連合会が提供する資料は、提案に関わる検討以外の目的で使用することを禁じる。また、この検討の目的の範囲内であっても、東京都商工会連合会の了承を得ることなく第三者に対して、これを使用させること、または内容を提示することを禁じる。

7 契約

- (1) 受託候補者選定後、担当者が必要と判断した場合、企画提案の内容について協議を行うことがある。その場合、協議が整い次第、速やかに契約手続きを行うものとする。
- (2) 選定された受託候補者と契約が成立されなかった場合は、次順位者と協議を行い、契約相手を決定する。（プロポーザルへの参加者が 1 社の場合を除く。）
- (3) 受託候補者が、この要領に定める事項に反した場合は、契約を締結しないことがある。

8 その他

- (1) 企画提案応募に係る費用については、全て提案者の負担とする。
- (2) 提案書等の提出後、提案を辞退する場合は、辞退届（様式第7号）を提出すること。
- (3) 企画審査会の当日、やむを得ない場合を除き開始時間に遅れた場合は失格とする。
- (4) 契約締結に当たっては、受託者と協議の上、仕様書又は契約提案額を変更する場合があります。